

15 六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター隣接市町村住民の安全確保等に関する協定書

三沢市、野辺地町、横浜町、東北町及び東通村（以下「甲」という。）と日本原燃株式会社（以下「乙」という。）の間において、乙の設置する六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター（以下「廃棄物埋設センター」という。）の隣接市町村住民の安全確保及び環境の保全を図るため、青森県（以下「県」という。）の立会いのもとに次のとおり協定を締結する。

（安全協定書及び協定の遵守等）

- 第1条 乙は、廃棄物埋設センターで行う廃棄物埋設に当たっては、県及び六ヶ所村と乙が締結した「六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」（平成4年9月21日締結。平成12年10月12日、平成16年11月22日及び平成18年3月29日一部変更。以下「安全協定書」という。）によるほか、この協定に定める事項を遵守し、隣接市町村の住民の安全を確保するとともに環境の保全を図るため万全の措置を講ずるものとする。
- 2 乙は、廃棄物埋設センターの品質保証体制及び保安活動の充実及び強化、職員に対する教育・訓練の徹底、業務従事者の安全管理の強化、最良技術の採用等に努め、安全確保に万全を期すものとする。

（情報公開及び信頼確保）

- 第2条 乙は、住民に対し積極的に情報公開を行い、透明性の確保に努めるものとする。
- 2 乙は、住民との情報共有、意見交換等により相互理解の形成を図り、信頼関係の確保に努めるものとする。

（施設の新増設等に係る事前了解の報告）

- 第3条 乙は、安全協定書第3条の規定による事前了解について、甲に報告するものとする。

（環境放射線等の測定結果の通知）

- 第4条 乙は、安全協定書第7条第2項の規定による測定結果を県と協議のうえ甲に通知するものとする。

（放射性廃棄物の輸送計画に関する報告）

- 第5条 乙は、安全協定書第10条第1項の規定により事前連絡を行ったときは、甲に報告するものとする。

（平常時における報告）

- 第6条 乙は、甲に対し、安全協定書第11条第1項第1号から第6号までに掲げる事項を定期的に文書により報告するものとする。

（異常時における連絡等）

- 第7条 乙は、安全協定書第12条第1項各号に掲げる事態が発生したときは、甲に対し直ちに連絡するとともに、その状況及び講じた措置を速やかに文書により報告するものとする。

2 甲は、異常事態が発生した場合における連絡通報を円滑に処理するため、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

(トラブル事象への対応)

第8条 乙は、前条に該当しないトラブル事象についても、安全協定書第13条の規定による「六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターにおけるトラブル等対応要領」に基づき適切な対応を行うものとする。

(適切な措置の要求)

第9条 甲は、第7条第1項の規定による連絡を受けた結果、隣接市町村住民の安全確保等のため、特別の措置を講ずる必要があると認めた場合は、乙に対して県を通じて適切な措置を講ずることを求めることができるものとする。

2 乙は、安全協定書第15条第2項の規定により文書による報告を行ったとき及び安全協定書第15条第3項の規定により協議を行ったときは、甲に報告するものとする。

(立入調査及び状況説明)

第10条 甲は、この協定に定める事項を適正に実施するため必要があると認めるときは、その職員を乙の管理する場所に立入らせ、必要な調査をさせ、又は乙の管理する場所等において、状況説明を受けることができるものとする。

2 前項の立入調査を行う職員は、調査に必要な事項について、乙の職員に質問し、資料の提出を求めることができるものとする。

3 甲の職員は、立入調査を実施する際、甲の長が発行する立入調査する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 甲は、立入調査結果を公表できるものとする。

(損害の賠償及び風評被害に係る措置)

第11条 乙は、安全協定書第16条及び第17条の規定による事項に誠意をもって速やかに当たるものとする。

(住民への広報)

第12条 乙は、安全協定書第18条に規定する広報を行おうとするときは、事前に甲に対し連絡するものとする。

(諸調査への協力)

第13条 乙は、甲が実施する住民の安全の確保及び環境の保全等のための対策に関する諸調査に積極的に協力するものとする。

(安全対策への協力)

第14条 乙は、甲の防災体制を十分理解のうえ、県及び六ヶ所村が講ずる安全対策に対して積極的に協力するものとする。

(違反時の措置)

第15条 甲は、乙がこの協定に定める事項に違反したと認めるときは、その違反した内容について公表するものとする。

(協定の改定)

第16条 この協定の内容を改定する必要があるときは、甲又は乙は、その協定の改定について協議することを申し入れることができるものとし、その申し入れを受けた者は、協議に応ずるものとする。

(疑義又は定めのない事項)

第17条 この協定の内容について疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

平成4年10月26日 締結
平成12年11月29日 一部変更
平成16年12月3日 一部変更
平成18年3月31日 一部変更

甲 青森県三沢市桜町一丁目1番38号
三沢市長 鈴木重令

青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地の1
野辺地町長 亀田道隆

青森県上北郡横浜町字寺下35番地
横浜町長 野坂充

青森県上北郡東北町上北南四丁目32番地484
東北町長 竹内亮一

青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34
東通村長 越善靖夫

乙 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖付4番地108
日本原燃株式会社
代表取締役社長 兒島伊佐美

立会人 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三村申吾

※上記締結当事者の氏名は、平成18年3月31日当時のものである。